

事業主 様

愛知県トラック事業健康保険組合
(公 印 省 略)

被保険者宛『重症化予防に伴う受診勧奨通知のご案内』について（お知らせ）

平素は、当組合の医療費適正化にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

表記につきましては、平成 29 年度の一次検診の結果から異常値を示しているにも関わらず、未だ医療機関を受診されていない被保険者の方に対し、受診勧奨通知の案内を送付させていただいております。なお、対象者の抽出につきましては、以下の条件で抽出させていただきました。

検査項目			正常値	受診勧奨値
基準値	収縮期血圧	mmHg	130 未満	160 以上
	拡張期血圧	mmHg	85 未満	100 以上
	血糖	mg/d l	110 未満	140 以上
	HbA1c	%	5.6 未満	7.0 以上
	中性脂肪	mg/d l	150 未満	400 以上
	HDL	mg/d l	40 以上	30 未満
	LDL	mg/d l	120 未満	180 以上
計			1391 名	

(平成 30 年 7 月 27 日現在)

上記、検査項目の判定結果が、『要精密』あるいは『要再検』などの判定につきましては、精密（二次）検診の補助対象となる場合があります。但し、判定結果が『経過観察』の場合は補助対象外であり、特定保健指導対象者（平成 30 年度より特定保健指導が全額健保負担となりました）の可能性があるので医師、保健師、管理栄養士の指導の下、生活改善に努めてください。

このまま医療機関を受診されない状態が続きますと、動脈硬化を発症し、やがて心筋梗塞や脳梗塞により倒れてしまう恐れがあり、もしこれが運転中や作業中であれば更に、最悪の状況が考えられます。

医療機関を受診することによって被保険者の病気の重症化を予防及び医療費の節減、あるいは会社における労働者への安全配慮及び労働力の確保、生産性の向上にも繋がるものと考えております。

以上のことから、事業主様におかれましても検診結果データを今一度、ご確認いただき、被保険者方々の医療機関への受診アプローチをお願い申し上げるとともに、今後もなお一層の医療費対策におけるご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

この通知案内が届く前に、すでに医療機関を受診し治療に入っている方などにつきましては、行違いでの発送をご容赦ください。

※事業主様におかれましては、どなたが受診勧奨該当者かを確認されたい場合は、当組合と覚書・確認書を取り交わすことによって後日、情報を提供いたします。（電話等による回答は一切、いたしませんのであしからずご了承ください）